

## 独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況（物品・役務等）

## 樣式 7 - 4

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。